

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、高齢者のみならず児童・障害・生活困窮など、あらゆる地域住民の相談に包括的に対応する必要があると考えています。そのためには地域包括支援センター運営事業・地域活動交流事業・生活支援体制整備事業の3部署5職種が日頃から連携した活動が不可欠です。専門性を活かし各部署が横断的に関わることで、様々な相談への対応が可能になります。また、地域ケアプラザの役割をより多くの地域住民に知ってもらうためには、いわゆる「アウトリーチ」が大切だと考えています。これまでも、職員が地域に出向き、出張相談会や出前講座等を数多く開催してきました。今後は、さらに、地域ケアプラザの周知啓発活動や出張講座の内容を充実させ、一人でも多くの方に地域ケアプラザの機能や役割を知っていただける機会を多くつくっていきたいと考えています。

また、鴨居地域ケアプラザでは、これまでの指定管理期間、約13年に渡り、様々な機関と連携し、様々な方を対象にした自主事業を数多く開催してきました。代表的な事業として、高齢者向けの介護予防事業や、健康づくり、10周年では「100人コーラス」、子育て世代向けの「お花見ランチ」、障害を持つ方でも参加できる「出張あおぞら 鴨居ほっと・る～む」、男性向けの「ダンディクラブ」など、引き続きボランティアや地域の方々が活躍でき、地域のニーズに合った事業を企画し運営していきます。

また、障害がある方や認知症のある方などが地域で安心して過ごす場所を確保する為には、地域住民に障害や認知症についての理解を深めていただくための機会を増やすことも重要だと考えています。例えば、地域で行われている防災訓練等に、障害がある方や認知症のある方の視点を地域ケアプラザが積極的に地域に働きかけていき、高齢になっても、障害がある方も、誰もが「この地域に住んで安心。これからも住み続けたい。」と言つていただけるように、地域住民、地域団体、専門職、関連法人、企業等との連携をより一層進めています。具体的には、地域ケアプラザが積極的に地域ケア会議、協議体等を効果的に開催し、課題や情報共有の機会をつくり、地域住民への普及啓発活動を行いながら、解決のための仕組みを関係者と共につくりていきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために必要と考える関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

鳴居地域ケアプラザの担当エリアは鳴居・竹山・白山の3地区ですが、それぞれの地域で住民層や環境が異なり、地域の魅力や課題も様々です。

○鳴居地区は横浜市の中でも平均的な高齢化率で、全8つの自治会で構成され、3地区の中で1番人口も多く範囲が広い地区です。その為、1丁目はJR横浜線鳴居駅近くに位置し、利便性が良く商店なども多いですが、6丁目や7丁目になると駅から少し離れた住宅地となり、交通に課題を感じている方も見受けられてきています。とても長い歴史があり、伝統芸能の継承や悪魔祓いなど歴史も大事にしている温かみのある地区です。各丁目ごとの活動や各団体の活動もとても盛んで、具体的には、どんど焼きや節分祭、鳴居大運動会、鳴居ふれあい餅つきフェスタ、鳴居原市民の森で行われているソーメン流しなど様々な行事があり、このような場を通じて世代間交流、住民同士のつながりも深まっています。また、黄色いリボンによる安否確認や防災訓練の実施、ささえ合いカード等防災への取組みや平成31年4月には、鳴居連合自治会が中心となり、困っている高齢者を助けたいとの思いから、業者に頼むほどではないけど、ちょっとした困りごとに対し、対応出来るようにと「鳴居チョイボラ」を本格始動させ、高齢者を地域で支えるための活動に力を入れています。

○竹山地区は高齢化率が40%を超え、緑区内では1番高齢化率が高く、少子高齢化が進んでいる地区です。団地を中心の地区で、階段同士のつながりが非常に強く近隣での助け合いも進んでいます。緑区の中でも古くから地区社会福祉協議会を中心にボランティアセンターの運営やふれあいさるん「竹多久」の開設など高齢者の為の支援活動や居場所作りが行われてきました。近年では認知症の方に対する取組も進み、「竹多久」を利用した「カフェぶらり」の運営も行っています。また、地域活動も盛んで各丁目ごとの祭りや餅つきなどを始め、防災訓練の充実、美化活動にも熱心に取組まれ、春には桜、秋にはいちょうと季節ごとの景観がとてもきれいな地区です。

○白山地区は、マンションなどの集合住宅と戸建住宅、商業施設から成り立つ地区です。新しく計画的に整備された戸建住宅では若い世代も多く住んでいます。その為、高齢化している丁目では高齢化率30%に対し、若い世代中心の丁目では高齢化率が10%と人口構成に大きな違いのある地区です。高齢者と若い世代の交流を進める為、「自助・共助・近助・による 安全・安心なコミュニティづくり」をめざし、防犯・防災・福祉・子どもの健全育成・環境に関する5つの目標を設定し、毎月意見交換を活発に行ってています。防災に関する取組は地域防災拠点訓練を中心に工夫を凝らした内容で実施され、防犯に対する取組も合同防犯パトロールとして熱心に活動されています。子育て世代も多い為、主任児童委員を中心に「コガモひろば」や「白山 HAPPY MAMA'S」などの新しい活動も生まれています。一方で高齢化が進んでいる地域に対しては「白山配食サービスわかば会」や「いちえ会」(食事会)などの福祉活動も行い、つながりを大切にしています。また、地区社会福祉協議会が中心となり運営しているボランティア団体、白山ボランティアの会「猫の手」では、ちょっとした困りごとに対する個人依頼の対応を始め、地域の為の清掃活動なども行っています。

(関係団体等との連携方法)

各地区において様々な課題がある現状に対し、当ケアプラザは、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らせる地域を実現する為には、公的なサービスだけでなく、上記の様な地域の支え合い活動や地域の各種団体活動等のインフォーマルサービスが十分に機能することが必要だと考えています。

す。その為には、5職種（看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、地域活動・交流コーディネーター、生活支援コーディネーター※以下「5職種」と表記）が積極的に地域の会合（各地区別計画推進委員会、各地区民生委員・児童委員協議会定例会、各地区社会福祉協議会定例会等）や地域独自の行事（祭り、餅つき、運動会等）、通いの場（老人会、サロン等）に継続的に参加し信頼関係を深め情報収集を行い、それぞれの状況や地域のニーズ把握を行った上で、地域に寄り添った支援をしていく事がもっとも重要な事だと考えています。また住民主体の活動だけでなく、地区内の民間企業や商店等にもケアプラザの機能や役割を知って頂く機会を作る為、出張講座やチラシ等を活用したケアプラザの事業内容の周知などを行い『顔の見える関係づくり』を地区全体へ広めていきます。

地域包括支援センターと認知症キャラバンメイト俱楽部の連携により、『認知症サポーター養成講座』を定期的に実施することで、地域の高齢者の見守り体制整備を推進します。

高齢化がさらに進むなど、地域の状況が変化すること等により、既存の制度や活動、サービスだけでは高齢者等が抱えるニーズ・地域課題に対応できないケースが発生した際は、地域の方や地域団体、社会福祉法人、NPO、民間企業等、ケースに応じて多様な関係者への協力を依頼し、課題解決に向けた話し合いの場や包括レベルの地域ケア会議、協議体等を開催し、必要に応じて新たな資源開発を含む地域づくりを推進します。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

地域ケアプラザの機能を十分に發揮するためには、地域にある団体、企業、地域活動グループとつながっていくことが重要だと考えています。具体的には地域団体の会合に定期的に参加し、顔の見える関係をつくり、信頼関係を築く中で、情報収集に努め、社会的孤立や生活困窮、虐待、いわゆる「ゴミ屋敷」などの地域課題に対しても関係団体と連携して取り組みます。例えば、郵便局や銀行、JRやバス、学校関係者などを招いて地域ケア会議や協議体を開催し、世代間を超えた解決機能を持ちたいと考えています。その他、地域の各種事業の開催に際しては、5職種連携も含め、各関係団体（行政、区社会福祉協議会、鴨居・竹山・白山地区連合自治会、鴨居・竹山・白山地区民生委員・児童委員協議会、鴨居・竹山・白山地区社会福祉協議会など）と連携して開催していきます。

また、地域福祉保健計画『みどりのわ・ささえ愛プラン』、認知症の方の支援である『認知症取組会議』、障害のある方のネットワーク構築である『自立支援協議会』、様々な事業所等が集まる『多職種連携会議』など、エリアを超えた各種連絡会が主催で行う事業等につきましては、地域ケアプラザとしての意見を十分に伝える事で、他の協力機関とも連携を図り、より良い事業を実施していきます。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

社会福祉法人清光会は、昭和 56 年（1981 年）の開設以来、約 40 年に渡り、「豊かな心でさわやかな生活を」を法人の理念として、事業運営を行っています。職員一人一人が「自分の親だったらどのように介護するか？」を念頭に置き、笑顔の絶えない福祉サービスを提供できるように、取り組んできました。「豊かな心で」は、「楽しい」「うれしい」「感動」「喜び」「共感」「愛」等、たくさん のポジティブな思いで満たされる心を。「さわやかな生活を」は、さわやかな風を感じるような「安心」で「心あたたまる」「快適な生活」を提供することを目指しています。その為に、基本方針としまして、①理念に基づいて行動すること②清光会ブランドを確立すること、つまり、「医療」「接遇」「生活環境」を整えることで、地域、利用者、ご家族に選ばれる施設(法人)になることを掲げて、職員一丸となって、事業運営を行っています。その結果、平成 28 年には「かながわベスト介護セレクト 20」の優良事業所に選ばれる等、一定の評価をいただいている。

法人の設立と同時に開設した特別養護老人ホームさわやか苑は、約 40 年に渡り、横浜市内の特別養護老人ホームの先駆けとして、在宅で生活することが難しくなった多くの高齢者を受け入れてきました。また、社会貢献、国際交流にも積極的に取り組み、例えば、法人が所有する住宅を地域の高齢者サロンとして開放し、運営するといった企画を実施しています。

また、国家間の経済連携協定 (EPA =Economic Partnership Agreement) に基づき、国際的な人の交流、今後の国内での介護人材不足に対応することを目指として、平成 20 年と平成 25 年の二次に渡り、海外（インドネシア）から介護業務に従事することを希望する人材を受け入れてきました。現在も当法人で就労している方もいます。これらの活動は、海外からの人材受け入れの成功事例として、各種メディアにも取り上げられ、県内外でも広く知られています。一言で海外からの介護職等の人材を受け入れると言っても、言葉や宗教、食事等、生活習慣の違いに十分に配慮する必要がある為、容易な事ではありません。しかしながら、社会貢献、国際交流、介護人材の裾野を広げることを法人の責務として、取り組んでいます。2019 年 3 月からは、ベトナムからの人材受け入れを行う等、今後も積極的に取り組んでいきます。

また、当法人は、特別養護老人ホームさわやか苑の入所施設、短期入所、通所介護、訪問介護、居宅介護支援部門を開設し、平成 18 年には、港北区新横浜に新たな特別養護老人ホーム新横浜さわやか苑を開設しました。また、平成 11 年には保土ヶ谷区に今井地域ケアプラザ、続いて仏向地域ケアプラザ、平成 19 年には緑区に鴨居地域ケアプラザ、平成 23 年には旭区に今宿西地域ケアプラザを受託し、横浜市内各地域で事業を開拓してきました。さらに、二次救急拠点病院の上白根病院を運営する医療法人社団恵生会とは兄弟法人であり、同区の竹山病院、老人保健福祉施設リハセンターさわやかと共に、医療と福祉のネットワーク作りの一端を担っています。

日本は、超高齢社会に入り、地域包括ケアシステムを実現する為には、ますます、医療と介護の連携が重要になります。これからも、当法人の強みを生かし、地域包括ケアシステムの実現に向けて、事業運営を行っていきます。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

施設修繕費用を確保しつつ、継続した事業運営を行う為に、施設別及び部門別に、年間の予算、月次予算を立て、理事長、事務長、各施設の施設長、所長、さらに、外部から顧問の経営コンサルタント(税理士)を招き、月次経営会議を開き、予算の実行管理を行っています。

法人税につきましては、申告をしており、また消費税等の滞納はありません。

また、財務状況につきましては、決算書類が示すとおり、暦年の経営努力により、経営指標となる各種の数値が高く、今後予測される施設の大規模修繕に備えて、利益の繰り越し分も確保できています。専門機関による相対的な財政状況の比較としましても、当法人は市内の福祉法人の中でも優良法人に位置付けられおり、客観的に健全性が証明されています。

さらに、安定経営の基盤を築く為に、理事長による年度方針説明会(2月)、長期経営計画(10か年計画)の作成、理事会における実質討議を積み重ねています。また、法人全体で年間を通じてプロジェクト活動を展開しています。例えば、2019年度は「利用者満足を高め、選ばれる施設になる」等、6つの大目標に対して、環境整備や接遇向上、リスクマネジメント、業務改善、医療連携等、17の分科会を立ち上げて、活動しました。プロジェクト活動は継続、統合、終了、新規等、年度毎の状況に合わせて組み換えを行いながら実施を継続しています。また、定期的に自主的な内部監査を実施しています。内部監査では、金銭、労務等、コンプライアンスの観点から、帳票等を実地で監査し、内部牽制として機能しています。これらの地道な活動を継続することが、法人の安定した事業運営につながっています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長(予定者)及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

所長及び職員の確保、配置につきましては、現在欠員なく全職種で配置が出来ています。不在日数なく運営できるように、「人事制度」「人材確保」「労働環境」に関するプロジェクト活動を立ち上げ、法人本部を中心に取り組んでいます。特に、人事制度につきましては、法人外から顧問の社会保険労務士の方をアドバイザーとして検討を重ね、2019年度から新人事・賃金体系の構築と実施をスタートさせています。また、一部の専門職の資格取得、更新につきましては、法人が資格取得・更新費用を負担する、資格取得更新助成制度を設けるなど、専門職の確保ができるように工夫しています。

人材確保、配置につきましては、新卒定期採用だけでなく、正職員転換制度、法人内の施設間体験実習制度の活用により、法人内での人事交流を積極的に行い、職員の意欲を引き出し、人事担当者や管理者が職員の適性を見極めながら、キャリアパスによる異動を実現しています。

さらに、当法人は、所長職を統括する統括所長職を専任で配置し、「利用者満足」・「職員満足」・「経営満足」の三者満足が実現するように、ケアプラザ運営を側面からサポートする体制を整えて

います。加えて、2017年度からは、指定管理部門の職員の中から、所長職を補佐する主任職(2019年度からは部門長に名称を変更)を任命し、所長不在時の代行業務及び平常時の所長業務のサポート体制を作ることで、組織体制を強化いたしました。このように、組織体制を強化することで、ケアプラザにおける職員体制の安定を図っています。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

人材育成につきましては、法人本部に教育担当を配置し、職員研修を企画し、職員の接遇力向上、PDCA(目標管理)の遂行力を高める等の職員育成を進めています。また、年間を通じて、職員を法人内、法人外の研修に参加させることで、職員のスキルアップ、モチベーションアップを図っています。

PDCA(目標管理)研修では、効率的かつ効果的に業務を進めるために、法人独自で企画し、外部から専門の講師を招き、次期リーダー候補を対象として、毎年実施しています。また、PDCAサイクルに基づいた「個人目標管理制度」を導入し、年度初めに提示された部門目標を受けて、職員が個人目標を立て、年間を通じて、上司のサポートを受けながら、目標達成に向けて取り組んでいます。

法人内独自のケアプラザ全員研修といたしましては、毎年、年度初めに、法人内の地域ケアプラザ職員が一堂に会し、「地域ケアプラザ合同研修会」を実施しています。そこでは、毎回、必ず「職員倫理規定」「個人情報保護」「身体拘束の禁止」「感染症予防と対策」等の周知を前半で実施し、後半では、職種に分かれて分科会形式により、情報交換及びスキルアップの場としています。

さらに、所長等の管理職向けには、法人独自で「経営塾」を企画し、管理職のマネジメント力のアップの機会をつくりています。この研修では、全6回に渡り、予算の仕組みや立て方、管理方法等を学び、適正に事業運営を行うことができるよう育成しています。今後、所長交代の際も、このように、法人内部研修や外部研修を積極的に利用し、地域ケアプラザを運営する上で、所長職に必要な知識や情報を得る機会をつくっていきます。

2017年度より、利用者満足を高めるため、職員教育の一環として、法人全体で「接遇プロジェクト」を発足させ、また、地域ケアプラザにも2名の接遇委員を任命し、「あいさつ・身だしなみ・言葉遣い・整理整頓」等の接遇に関する取組みを推進しています。具体的には、啓発の為の接遇通信(年4回)の発行や、法人独自の接遇マニュアルの配布、接遇チェックリストに基づいた規準の徹底、外部講師を招いての「福祉職場における接遇研修」等を行っていきます。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全(施設・設備の点検等)計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

施設をご利用される全ての方が安心、安全にご利用いただけるように、指定管理者として法定保守点検の実施を遵守すると共に、開館時間中は、職員が館内点検を実施し、異常がないかどうか確認いたします。

建物の長寿命化につきましては、施設管理担当者を任命し、「施設点検マニュアル」にそって、定期的に施設内外のチェックを行っています。修繕が必要な箇所で、簡易な修繕は施設職員が行い、施工業者による修繕が必要な場合は、相見積をとり、公の施設として経費削減に努めながら、速やかに修繕いたします。共用部分の破損につきましても、職員による定期点検で早期に発見し、速やかに対応することで、建物、設備が長期に安定的に使用できるようにいたします。

貸館を利用される方に対しては、利用後の清掃、物品の片付けについて、文書だけでなく、イラストや写真付きでわかりやすく掲示することにより、いつも清潔で気持ちよく使っていただける施設となるようご協力いただける環境をつくっています。

また、専門業者による定期清掃を入れることで、床のワックスがけ等、職員が日常清掃では実施できない部分を委託し、より美しい環境を維持しています。

また施設の不具合発見時には速やかに関係機関に修繕を依頼し、早急な復旧に努めています。緊急時は行政の担当窓口に連絡し、相談・助言をいただきながら、適切かつ迅速に対応いたします。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。※緊急時の対応など。

これまで、指定管理の受託期間で、大きな事件・事故は発生していません。今後も、安心、安全な施設運営ができるように、事故防止策としまして、法定の施設点検実施を遵守すると共に、毎日開館時間内に職員が館内点検を行い、異常がないかどうかの確認を行っていきます。また、万が一事故等が発生した場合は、軽微な事故を含めた全て（ヒヤリハットメモを含む）を報告の対象にし、職員全員に周知すると共に、速やかに関係者を招集し、再発防止に向けた取り組みを検討し実行いたします。

防犯対策としましては正面玄関以外の出入り口は常に施錠し、開館時間中は職員による館内巡回点検を実施し、施設を利用する全ての方が安心して利用できるようにいたします。また施錠後から翌朝の解錠まで、職員不在の間は専門の警備会社に警備を委託し、施設の安全性を確保し異常が発生した場合に備えています。

防災対策としましては、管理する施設や設備の安全性の確保と共に、福祉避難所として役割を果たすことができるよう、年2回以上の訓練を実施していきます。具体的には、白山消防出張所等のご協力を頂きながら、職員及び施設利用者全員で、緊急時の避難及び消火器の使用訓練、AEDの使用方法を含めた救命救急講習等、様々な災害等を想定した訓練を実施していきます。福祉避難所の開設手順を明文化し、マニュアルにまとめることで、いつでも職員が対応できるように準備いたします。所長および指定管理部門の5職種を中心に、地域の防災訓練にも参加し、有事に対応できるようにしていきます。また「鴨居地域ケアプラザ防災マニュアル」により、緊急時の対応及び職員の連絡体制を明文化し、全職員に周知いたします。

地域住民に向けても防災意識を高めていただくために、地域活動・交流コーディネーターを中心に戸籍利用団体などに呼びかけています。

(3) 災害に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に避難所を運営することを想定した事前準備（職員の収集方法や日ごろの訓練等）や発災時の避難所運営について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

震度5強以上の地震が発生した場合は常勤職員が収集し、福祉避難所開設マニュアルを基に同避難所を開設します。行政で行われている災害時福祉避難所連絡会からの指示に従い、毎回の訓練を実施しています。また、近隣の小学校で行われる地域防災拠点開設訓練にも参加し、地域との連携を図っていきます。

イ 災害に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害に備えるために、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

受入援護者47名、配置職員8名に対する3日分の水と食料、毛布、簡易トイレ、オムツなどを備蓄していきます。備蓄品は在庫と賞味期限をリストで管理して、期限切れによる飲食料不足を防ぎます。期限切れの飲用水は非常時に生活用水として使用できるように別途保管していきます。ポータブル発電機も完備し、停電時の備えもしていきます。車椅子送迎が可能な車両を災害時緊急車両として事前登録し、災害時の移動・搬送に備えていきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るために、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を記載してください。

自法人の利益に偏ることなく、地域活動団体や介護サービスについての情報を幅広く収集し、発信するよう努めています。

地域活動団体の情報に関しては、広報紙への掲載や地域ケアプラザ内へのチラシの配下等を行っていきます。また、館内利用団体を紹介するために『会員募集チラシ』を作成し掲示しています。活動風景の写真を掲示することで、サークルの雰囲気が文章だけでなく視覚で伝える事ができ、一緒にチラシも添えることで、興味のあるサークル活動への参加がスムーズに行えるよう工夫しています。

介護保険サービスに関しても、利用者自らがニーズに即した事業所選択が行えるよう、介護保険サービス事業所の情報収集に努めています。ハートページを使用した情報提供を基本とし、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所の職員ともに利用者本位の対応を心掛けていきます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

館内に『理事長への手紙』を設置し、要望や苦情が匿名でも受けられるような体制を整えています。また、当法人の苦情相談窓口の案内等も行っています。

自主事業を実施した後に、その事業の参加者から感想や要望をアンケートとしてあげていただき、次の事業に反映させる取り組みも行っています。

年一回、施設利用者アンケートも実施しており、結果としてあげられた問題点やその対応策については館内に掲示するほか、区役所への報告も行っています。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえ、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

個人情報保護を遵守する為に、全職員に対して、年1回以上「個人情報保護」に関する研修を実施していきます。また、職員の入職時には、個別に「個人情報保護」に関する研修を実施していきます。「個人情報取り扱いについて法令を遵守する誓約書」提出を義務とし、個人情報を取り扱う際の注意を喚起していきます。

また、通所介護事業、居宅介護事業、介護予防事業等の契約書に明記されている「個人情報保護の取り扱い」についての事項を遵守すると共に、職員が個人情報を取り扱う際は「個人情報取り扱いについてのマニュアル」に基づき対応していきます。

また個人情報が含まれる書類等の受け渡しに関しましては、手渡しを原則とし、個人情報を含む書類の発送には、FAXを使用することを禁止し、発送する際には、発送前に複数の職員による宛先、封入物の確認を行い、誤発送を防ぐ取り組みを実施していきます。

情報公開につきましては、常時、ケアプラザの受付に、法人の決算書類、事業計画書、事業報告書、収支報告書等を閲覧できるように配架していきます。また法人のホームページにも公開し、どなたでも、いつでも法人の運営に関する情報を閲覧していただける状況をつくっていきます。また、情報開示請求がなされた場合には、情報公開に関する規定にそって、速やかに対応いたします。

人権尊重につきましては、法人の倫理綱領「利用者の生活と人権を擁護するため、自己点検を強化し、公平、公正な施設運営に努める」に従って、プライバシーに配慮し、一人一人の信条を尊重しながら対応していきます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

環境への配慮としましては、「資源を大切に」の観点から、ごみ排出や電気の使用状況を管理する担当職員を任命し、環境対策を進めています。担当職員は、横浜市のG30研修に参加し、他職員への分別ルールを周知していきます。

館内では、排出項目別のごみ箱の設置等、ごみを分別しやすい施設環境を整え、ごみ排出の際に、横浜市資源循環局のルート回収に対応するように、分別ルールを厳守し、リサイクル可能な紙・

段ボール類につきましては、全て古紙回収に回し、リサイクルの徹底に努めています。また、ペットボトル、空き缶、牛乳パック等、リサイクル可能品は、ごみとして排出せず、デイサービスでのレクリエーションや創作活動に使用し、再利用を心掛けていきます。

年間を通じて節電・節水に取り組みます。特に、夏季の電力使用を抑制する為に、ケアプラザがクールスポットである、クールシェアの告知普及を図ります。また、施設の空調、照明につきましては、使用状況により、最小限になるように管理いたします。職員はもちろんのこと、施設利用者にも、使用する電力等の抑制への協力を呼びかけていきます。

物品等購入の際には、地域振興の観点から、できる限り、横浜市内の事業者を優先して発注いたします。また、定期的に、施設内で障害者施設の食品販売の機会を作る等、障害者就労施設の活動支援を行っていきます。

男女共同参画推進事業としましては、例えば、横浜市が第四期計画で目指している「誰もが安心と成長を実感できる 日本一女性が働きやすい、働きがいのある都市」の実現を目指し、働きたい・働き続けたい女性への就業等支援に取り組んでいきます。具体的には、出産・育児により、一定期間、就労にブランクがある女性が働きやすいように、一週あたりの労働日数や一日あたりの労働時間に配慮し、求人に応募しやすい条件を提示していきます。また、未就学児等のいる職員が就労する部門では、子供の病気等による急な職員のお休みが取りやすく、安心して就労できるように、人員体制に配慮していきます。また、「困難な立場にある男女への支援」として、専門機関を通じて、ひとり親世帯の方等を職員として積極的に採用していきます。「男性中心型労働慣行の見直し等による男性・シニアの育児・家事・介護等 参画」につきましては、男性の育児休暇取得等を推奨する等、労働環境面での施策を実施していきます。また、シニア世代男性の地域への参画を促すための新しい事業を企画するなど、他者や専門機関がつながることができるきっかけづくりを提供していきます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築についてどのように取り組むか、その考え方を記載してください。

地域福祉保健計画（みどりのわ・ささえ愛プラン）の基本理念でもある「誰もが安心して暮らし続けられる 緑区をめざして」～一人ひとりが主役・共に支え合う つながりのあるまちづくり～を実現する為には、地域住民、地域の団体、企業、専門職等が相互に理解を深め、つながっていく事が重要だと考えています。地区別計画推進委員会や地区社会福祉協議会定例会、地区民生委員・児童委員協議会定例会へ積極的に参加し、地域住民、活動団体とのつながりをより、強めていきます。また、各団体同士のネットワーク構築の為、各地域活動団体同士の情報共有の場を作っています。具体的には、エリア内のケアマネジャー同士のつながりの強化として、エリアケアマネ連絡会の開催、地域活動団体同士のつながり強化として、会食・配食サービス団体の交流会の企画や平成30年度より新しく立ち上げた地域ケアプラザエリア内のネットワーク「子

どもと大人のeee場所づくり」等を活用し、横のつながりを意識した取組を推進していきます。また、各分野専門機関とのネットワークの推進としまして、地域の各団体や保育園、小学校等との「子育て団体連絡会」、障害のネットワークとして「自立支援協議会」、医療機関と介護事業所とのネットワーク、区役所・区内地域包括支援センター合同の「多職種連携部会」、「在宅ケアみどりネットワーク」等へ職員が参加し、顔の見える関係づくり、相互理解を深めていきます。また、これら各種連絡会などを通して分野を問わず、横断的に情報が入ってくる事が地域ケアアラザの強みだと考えています。このネットワークを更に広げ、活用していく為には、5職種の情報共有、連携が非常に重要になってきます。お互いの持っている情報を共有し、つなぎあわせ、発展させ、地域ケアアラザ全体でネットワークを拡大していきます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

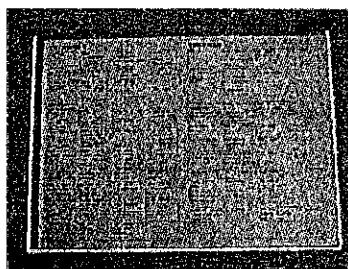
高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供をどのように進めていくか、提供の機会や手法等の考え方を含めて記載してください。

「子どもから高齢者まで身近な相談窓口」をキャッチフレーズに様々な方々に気軽に相談していただけるよう、職員の顔写真付きチラシも作成し、ケアアラザの総合相談窓口についての広報活動を実施しています。

あらゆる情報提供が出来るよう、介護保険の最新情報はもちろん、地域のインフォーマルサービスの情報や近隣の施設情報などもまとめ活用しています。また、子育て・障害・高齢者と各分野別にも情報をまとめ、窓口にいらっしゃった際はすぐに情報提供ができるよう準備しています。

また、専門性が必要な場合には、適切に関係機関に繋げられるよう、日頃より各サービス事業所や医療機関、基幹相談支援センター、緑区役所福祉保健センター高齢・障害支援課、緑区社会福祉協議会等と連携を図り、情報共有を行っています。

また、子育て団体連絡会や自立支援協議会などにも積極的に参加し、各団体の情報収集を行うと共に地域ケアアラザの事も理解して頂く機会を作り相互理解を深めていきます。



ウ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

地区支援チームメンバーとして、所長をはじめ指定管理部門5職種が積極的に地域活動、行事に参加し現状把握を行った上で地域の代弁者としての視点も持ち、地区支援チーム会議等で情報共有、意見交換を行います。また、地区別計画推進委員会で出た課題などについては、所長を含めた6職種ミーティングでも情報共有を行い、地域ケアプラザ全体で支援できる体制を作ります。地域課題の整理や課題解決に向けた取り組みなど、区行政および区社会福祉協議会と協働して実施していきます。

エ 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その期待される効果も含め具体的に記載してください。

地域住民が福祉保健活動に参加するきっかけ作りとして、地域のニーズに基づいた自主事業を開催し、自主事業終了後は自主活動サークル化し、継続的な施設利用に結びつけていきます。また、自主事業開催日時設定の際は、貸館の活動率が低い曜日・時間帯に設定いたします。これにより、施設の稼働率向上につなげると共に、自主活動サークル化した場合に、施設の貸館予約が取り易いという利用者側の利点も確保していきます。

効率的な施設貸出の方法としましては、空き部屋の表を掲示し、毎月1日の午前10時から、貸館予約を受け付けていきます。また日々の貸館予約につきましては、利用申込み団体が記入する「利用申込書」に、予め利用団体ごとに団体名・代表者名等を印刷しておくことで、窓口での利用申込み者の負担軽減を図ると共に、職員の窓口対応時間の短縮につなげていきます。

利用者の為の有益な情報提供としましては、館内に登録団体の情報やメンバー募集情報を掲示、また、「登録団体紹介週間」として、団体の活動紹介の機会を設け、利用者が館内で行われている活動に参加するきっかけを提供していきます。また地域向けの情報提供につきましては、ケアプラザ広報紙での事業案内、窓口での登録団体一覧表の配布、ブログの活用など必要な方に必要な情報をお届けする工夫をしていきます。

オ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすために必要な各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

5職種（看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、地域活動・交流コーディネーター、生活支援コーディネーター）と所長の6職種で月に2回6職種ミーティングを開催し、地域情報の共有や各種担当事業の共有、個別・地域の支援方法の検討等を行っています。

各種自主事業の企画・運営につきましては、地域のボランティアの協力を始め、近隣の施設と連携し、広報や講師依頼、会場の選定を行い協働して開催していきます。また、近隣の小中学校や保育園等との交流や職場体験の受け入れなども通じて連携を深めていきます。

また、法人内でも効率的な運営を考えています。私どもの他に、保土ヶ谷区に今井地域ケアプラザ、仏向地域ケアプラザ、旭区に今宿西地域ケアプラザと、4つの地域ケアプラザを運営しています。これら4つの地域ケアプラザの運営で得た数々の情報やノウハウについて、定期的な法人職種毎の分科会の開催や全職種の交流会等で共有し、それぞれの地域ケアプラザの業務効率向上、業務内容の充実につなげていきます。例えば、自主事業の講師や地域資源の情報、緊急時の対応方法等の情報を共有していきます。

また当グループには医療グループがあり、その医療グループが持っている力（診療、相談、医療講演会等）を地域ケアプラザ事業にも積極的に活かしていきます。

カ 行政（区）との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区との連携について具体的な取組方策を記載してください。

地域福祉保健計画（みどりのわ・ささえ愛プラン）の基本理念でもある「誰もが安心して暮らし続けられる 緑区をめざして」～一人ひとりが主役・共に支え合う つながりのあるまちづくりへの実現を目指し、地区別支援チームメンバーとして、所長をはじめ指定管理部門5職種が積極的に参画し、地域課題の整理や課題解決に向けた取り組み支援など、区行政および区社会福祉協議会と協働した取り組みを実施していきます。また、地区別支援チームメンバーとの連携により、各地区別計画推進委員会で抽出された地域課題を中心に、区全体計画に沿った地区別計画の策定・推進を進めています。

また、ケアプラザ所長会、地域包括支援センター、地域活動・交流コーディネーター、生活支援コーディネーター連絡会等の会合に定期的に出席することで、区行政、区社会福祉協議会など関係機関の情報収集を行うと共に、共同で事業を進めるなど、連携を図っていきます。

5職種においては、区役所担当保健師及びケースワーカー、区社会福祉協議会との毎月定例カンファレンスにおいて、地域の個別相談や地域課題等の情報共有を行うことで、課題解決のための連携を進めています。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組方策を記載してください。

貸館利用申込を受けた際、利用希望日時とお部屋が他の利用団体と重なった場合、空いているお部屋の利用をご提案しています。また、月単位の貸館利用申込状況がひとめで分かる一覧を作成・提示し、団体が利用日を検討しやすい工夫をしている他、自由予約の具体的な開始日を受付で提示しています。

イ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

貸館利用団体や自主事業に参加する方々と接する中で、地域資源に関する情報や求められる支援ニーズ等を把握し、必要に応じてケアプラザ所内で情報共有しながら地域支援に取り組んでまいります。

年に1回、登録団体交流会を開催し、登録更新や部屋利用に関する注意点などを再確認しています。またこの交流会では各登録団体からの活動報告の他、日頃の活動で抱える課題や悩みを共有しあい、その解決策を探りあいながら、ネットワークづくりを進めてまいります。

登録団体紹介週間では、作品展示を実施して活動の意欲を高めたり、活動の見学・無料体験を行い団体活動をPRしたり、活動の紹介やメンバー募集を実施することで登録団体を支援しています。

ウ 自主企画事業について

高齢者・こども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

【高齢者】

主に団塊の世代に向けた事業として開催している『レコードカフェ（鑑賞会）』では、毎回音楽のテーマを変えることで、いろいろな方にケアプラザに足を運んでもらう工夫をしています。また、コーヒー・紅茶の提供や音楽の解説は地域のボランティアが担当し、ボランティア活動の場にもなっています。

【こども・子育て】

子育て世代に向けた事業として開催している『オープンカフェ』では、デッキに机とイスを設置し、親子でくつろげるサロンを開催しています。このカフェではデッキの有効活用とともに、世代間交流の場としても活用してまいります。

こども向けの夏休み事業としては、夏休みの工作につながるような折り紙教室や、空いているお部屋で宿題や勉強をしてもらう自由教室を開催してまいります。

中学生向けの事業としては、地域の熟練した方たちが先生となり、無料で中学生の勉強をサポートする『かもいなかま塾』を実施しています。様々な事情で勉強に不安を感じている中学生をサポートをするとともに、地域でボランティアをしたい方たちへ活動場所の提供をしています。

【障害のある方】

障害のある方に向けた事業としては、『出張あおぞら鳴居ほっと・る～む』を開催しています。基幹相談支援センターあおぞらと、キッチンみどりの共催で、障害のある方たちとその親御さんが気軽にくつろげる場の提供を行います。

また、ケアプラザの1階ロビーでは地域作業所陽だまりのパン販売を実施しています。この取組を通じて、地域で暮らす障害のある方の社会参加の場、生きがいの場の提供とパン販売を通じて地域住民との交流を深め、障害理解促進の機会としていきます。

【作品展】

様々な作品を展示する場の提供、作品をみてもらう機会があることでの作品制作活動のはりあいづくりの他、ケアプラザに来るきっかけづくりのひとつとして、作品展示を実施しています。また今後は、地区内の高校である白山高校との連携も考えています。「まるごと白山高校展」として、生徒の絵・書道・陶芸などを飾る美術展を開催し、白山高校とのつながりを深め、今後の事業などにもつなげてまいります。

誰もが健康で安心して生活を営むことができる地域づくりに向け、今後も事業を企画・実施してまいります。

エ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

地域のボランティア人口の増加につなげるために、よこはまシニアボランティアポイント登録研修会を継続的に開催します。研修会では制度の説明に加え、鴨居地域ケアプラザのボランティア活動や、地域でのボランティア活動もお知らせし、実際にボランティア活動につながるよう促進しています。

また、すでにボランティア活動を行っている人に向けたボランティア講座を企画し、実践的で役に立つ講座を開催したり、ボランティア同士の交流や意見交換の場としてボランティア交流会を開催してまいります。

小中学生がボランティア体験できる事業として、絵手紙ボランティア講座（絵手紙を描き、地域で配達しているお弁当について）やタオル帽子ボランティア（タオル帽子を作り、その活動をしている方たちに送る）を実施しています。

また東本郷・城郷小机・菅田地域ケアプラザと共に実施している『ちょいボラサポーターズ CLUB』では、中学生がボランティア活動を体験することにより、支えあう大切さを意識づけるとともに、地域の担い手となる土台づくりを目指しています。

このように、小中学生のうちからちょっとしたボランティアを体験してもらうことで、ボランティアを始めるきっかけづくりをしたり、地域のボランティア力の向上を進めてまいります。

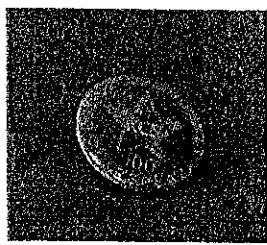
また、ボランティア活動の促進、今後の活動の励みに繋がるよう地域ケアプラザボランティア登録者の中で、年間活動数が上位の方々へ「鴨居地域ケアプラザスター認定証」と「オリジナル缶バッジ」の贈呈を行っています。



ちょいボラサポーターズ CLUB



認定証授与



缶バッジ

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

生活支援コーディネーターが中心となり、地域活動に参加いたします。また担当エリアである鳴居・竹山・白山地区の地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会の定例会に参加いたします。そこで得られた情報は、地域ケアプラザ内及び定例カンファレンス等で関係者と共有しています。

総合相談や地域から得られた情報に、地区概況シート等のデータを照らし合わせ、月に2回開催している6職種ミーティングで共有、地区分析を行っていきます。



地域のサロンに参加

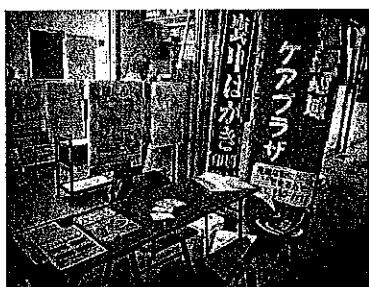


定例カンファレンスで地区状況の分析

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的な取組を記載してください。

地域活動に積極的に参加することによって、地域及び地元企業等との関係づくりを進めて行きます。これまで出張相談会の開催やお買い物マップの作成、子どもと大人のeee場所づくり等で様々な企業と連携をしてきました。引き続き連携しながら、地域ニーズを共有するなどし一緒に取り組めることはないかを検討していきます。



出張相談会を開催



お買い物マップ&eee場所マップ



民間企業との連携

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載して

ください。

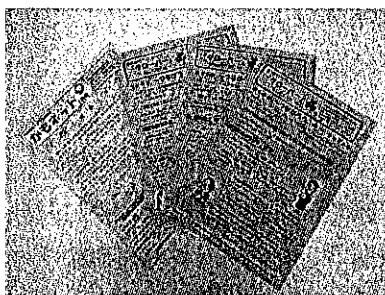
地域ケアプラザが把握・分析した地域ニーズや課題を、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会の定例会、運営協議会等を通じて共有していきます。そのためには各機関との連携は必須であり、日頃から顔の見える関係づくりに努めます。また顔の見える関係づくりを行うことによって、お互いに相談しあえる関係づくりに努めます。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

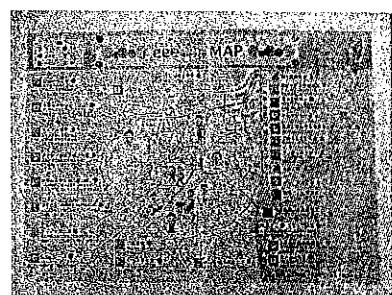
地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

地域ケアプラザの広報紙「かもネット」や「クローバー」、「子どもと大人のeee場所マップ」等を通じて地域活動の周知に努めます。地域活動に参加することによって、その活動の課題を共有し、解決に向けて一緒に取り組んでいきます。

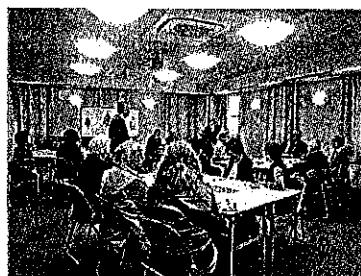
また把握・分析した地域ニーズや課題について、地域と共有するとともに、地域活動交流、介護予防とも連携し事業展開を行い、新たな活動を生み出すよう働きかけを行っていきます。



広報紙「かもネット」「クローバー」



地域の活動団体をまとめたeee場所マップ



協議体からうまれた「認知症カフェぶらり」「サロンさざん花」「鳴居こども食堂ばくばく」

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

鴨居地域ケアプラザは担当しているエリアが3地区あるためその範囲も広く、高齢者人口も緑区内で上位となっています。特に竹山地区は横浜市内でも高い高齢化率であり、年々その割合が

高くなっています。また 2025 年には団塊の世代が後期高齢者になられる年であり、担当エリアの相談件数がより増加する傾向にあると予測されます。年々相談件数も増加しており、月の新規・継続を合計した対応件数が 200 件を超えることも増えて参りました。

これらの状況を鑑み、私たちは 3 つの方針を基に総合相談業務を強化して参ります。まず一つ目は“早期相談につながる仕組み作り”です。かねてから当所に相談がある場合、身体面・精神面において重症化してから相談につながることが多くあります。これを対象者が、重症化している自身の状態を正確に認識できていない状態であるために早めの相談につながらないと仮定し、本人を取り巻く環境にいる人々がそのことに気付き、そのことを当所にご相談頂ける仕組みを構築します。現在当所で考えている対策として、対象者の日常生活圏域（お店や金融機関等）への周知活動を実施予定です。これにより、日常的に本人と関わる機会がある方々と顔の見える関係を構築し、相談して頂きやすい関係を構築して参ります。また相談会開催のご要望頂いた場合は柔軟に対応し、開催を検討して参ります。早期対応・早期解決により対象者のいち早いケアを実現することで重症化を予防し、且つ地域包括支援センターによる一人当たりの総対応時間を短くすることで、より多くのケースに対応できるよう持続可能な体制を構築致します。

二つ目は複合化・複雑化した課題を抱えた家族の相談対応についてです。地域包括支援センターの総合相談業務は広く、本人、家族、近隣住民、地域ネットワーク等を通じて、高齢者に関する様々な相談を受けつけています。その中でも最近は特に、複合化・複雑化したいわゆる 8050 問題ケースが増えてきていると感じております。8050 問題は、地域の中に潜在的に埋もれています。ひきこもり状態にある方の存在は、民生委員など地域住民や、親のケアマネジャーなどが気づき、地域包括支援センターに相談が入りはじめて分かります。ひきこもり状態にある方には様々な背景があり、高齢者支援専門の地域包括支援センターだけでは対応困難であるため、複合化・複雑化した課題に対応する各種専門機関と高齢者支援の各種専門機関との連携を構築していきます。

三つ目は時代と環境に合わせた相談方法を模索していきます。今後は高齢者夫婦や独居高齢者が増加することで、相談も今まで以上に困難になっていくことが予想されます。ご本人やご家族から必要時に相談ができるよう面談にとどまらず電話、メール、他の I C T 機器などの相談手段を活用し、初期段階の相談から専門機関に繋ぐことで継続的な支援に移行できるように取り組みます。



地域のカフェや商店で開催した出張相談会

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

担当エリアにおける認知症の方の相談件数は、ここ数年増加傾向にあり、平成30年度、令和元年度については前年比約3割増となっています。その中でも一つ目に、認知症の診断がある方でも初期の場合、介護保険につながらないことがあります。そういう方が孤立することもあり社会とつながる機会が必要になりますが、介護保険以外の交流場所が少ないことが課題でもあります。二つ目に、認知症についての偏った認識があります。例えば認知症になったら今の生活が続けられないのでは、認知症になったら終わりじゃないかという声も聞かれます。そのことによって認知症について認めたくない、レッテルを貼られたくない、とケアプラザや介護保険につながらないことがあります。そのため、「認知症になっても大丈夫、認知症とともに自分らしく暮らせる」と言うことを知つてもらう必要があります。緑区における認知症支援取組会議においても、「認知症だいじょうぶ！～人と人が支え合うまちづくり～」をテーマに取り組んでまいります。

以上の地域課題を踏まえて以下の事業を展開していきます。

一つに認知症の方が安心して出かけられるために、認知症の方の外出支援を検討していきます。認知症の方の外出に対する不安について、地域ケア会議等を開催して取り組みを考えていきます。外出支援は、孤立しがちな認知症初期の方の交流機会を増やす可能性もあります。

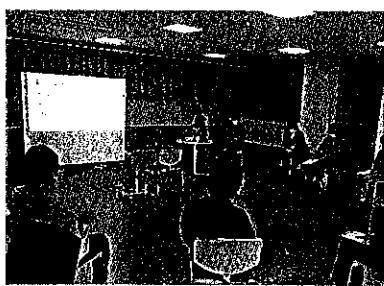
二つに認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのために、認知症サポーター養成講座を開催します。講座では不安をあおるのではなく、認知症を抱えても自分らしく暮らしている方がいることも伝えていきます。また講師となるキャラバンメイトの方達のスキルアップをします。

三つに認知症の方の生きがいづくりの場を提供します。例えば、手芸が得意な方への、制作物の依頼・認知症当事者が語れる普及啓発講座等を実施します。

四つに、認知症の方への地域の見守りを強化します。そのために、随時、地域ケア会議等を利用してネットワークを構築します。またエリアにある認知症支援の活動が持続的に活動できるよう支援していきます。

五つに、介護者が孤立しないために、介護者のつどいを開催します。介護者は、介護の苦労を話しにくいこともあります。孤立しやすい側面があります。介護者同士お互いの労をねぎらい、知恵の共有をしていきます。

六つに、認知症の疑いのある方の相談に対して「認知症診断・治療ができる病院一覧」など、分かりやすい情報提供を行っていきます。



キャラバンメイト俱楽部

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域住民が住み慣れた自宅で安心して暮らせる地域づくりとして、権利擁護の観点から4つのテーマを掲げ実施して参ります。

一つ目は「成年後見・相続・遺言について相談できる場所」としての機能強化に努めます。現在も実施している「行政書士による成年後見・相続・遺言の相談会」をコスモス後見サポートセンターご協力の基、開催して参ります。また総合相談等からより専門性の高いケースについては法律の専門家に繋げられる様、各機関と連携し適切な情報提供を行う事で、課題解決の一助に努めます。

二つ目は「エンディングノートの利用促進」です。ご本人の意思を残すツールとして緑区版エンディングノート“My life ノート”を活用し、意思決定支援を目的とした普及講座を開催して参ります。令和元年度から講座を実施しておりますが、アンケートや開催後の聞き取りから「講座を聞くだけで終わってしまった」という声を多く頂きました。そこで“聞く”だけでなく“聞く→書く”という形に繋がる仕組みを考案し、実施して参ります（具体的には令和2年度開催したMy life caféの様な形）。

三つ目は高齢者虐待の防止に向けた取り組みです。近年緑区では虐待の通報が多くなっております。地域の高齢者と関わる支援機関の中には「虐待とは思わなかった」という声が聞かれることもあり、虐待への認識が薄い現状も見受けられます。虐待の基本的な知識から、それを活かす視点と具体的な対応方法について支援機関と共有し、いち早く虐待を防ぐ虐待予防につながる取り組みを行って参ります。

四つ目は消費者被害の防止の啓発です。近年悪徳商法はその手口を変えながら、結果として被害者の財産を搾取するに至っています。地域住民が意図しない形で物品等の購入にならないよう、広報紙を通じて防止のための啓発をして参ります。また、当地域の消費生活推進委員の方々と地域のイベント等を通して啓発活動をして参りたいと考えております。



エンディングノート講座：My life café



地域で開催したエンディングノート講座



遺影撮影会：マイライフフォト



民生ケアマネ連絡会での虐待研修

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域でこれからも暮らしていくよう、また、高齢者の状況や変化に応じた生活ができるように、医療・介護に関わる専門機関を中心とした、多職種による研修の実施やケアマネジャーと地域の活動団体等との連絡会を行い、ケアマネジャーと地域をつなぐ支援、インフォーマル活動等の情報共有等を通して、ケアマネジャーの実践力向上のための支援を行っていきます。

一つ目は、ケアマネジャーがケアプランをたてる上で医療知識に対する不安を感じているケアマネジャーが多いことから、ケアマネジャーに在宅医療と介護を一体的に提供する情報提供をはじめ、より質の高いケアマネジメントに必要な知識を習得する為のスキルアップ研修を行います。

二つ目は、高齢者世帯や独居高齢者の増加により民生委員への相談や見守りが必要な世帯が増えている現状があることから、課題の抽出やお互いが相談しやすい関係になる事を目的として、民生委員とケアマネジャーとの交流会や勉強会を開催し、連携強化を図っていきます。

三つ目は、区域での新任ケアマネジャーの育成支援を毎年行います。区内地域包括支援センターの主任ケアマネジャーと協力し3日間の日程で座学の研修を行っています。特に座学では、生活困窮や権利擁護制度といった、介護保険外の支援制度をプログラムに含め、利用者を包括的に支援出来るケアマネジャーになってもらうべく取り組みをします。

四つ目は、圏域のケアマネジャーとの連携や個別支援を要する件について、ケアマネジャーがより良い判断に到達できるよう、ケアプランの作成、サービス調整、サービス担当者会議の開催をコロナ禍では対面での助言はできにくいことから、電話やリモートなどを用いて専門的な見地からの助言と個別支援を行います。



新任ケアマネジャー研修

■在宅医療・介護連携推進事業

緑区では在宅ケアみどりネットワークを開催し、在宅ケアに関わる医療と介護の連携について協議する場が設けられています。行政と緑区内の地域包括支援センターが協働して事務局を務めており、各種介護保険事業所連絡会と連携しながら、研修の開催や災害についての理解を深めるとともに、それを地域に還元するべく活動しております。本ネットワークへの参加を通して、各種介護保険事業所連絡会の代表者と顔の見える関係を構築し、緑区全体に要援護者への支援体制を構築できるよう引き続き考え、提案していくように努めます。

また普段からやり取りが多い近隣病院と連携が必要とされる場合において、より早く対象者が安心した在宅生活が送れる様、その窓口である医療ソーシャルワーカー（病院により名称は変わる）と連携を強めます。具体的な方法としてカンファレンスへの積極的な参加、合同企画

の検討等個別ケースの対応だけに留まらず、介護、医療に関わる普及啓発に通じる活動を模索します。

オ 地域ケア会議について

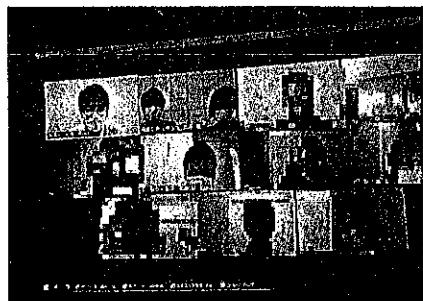
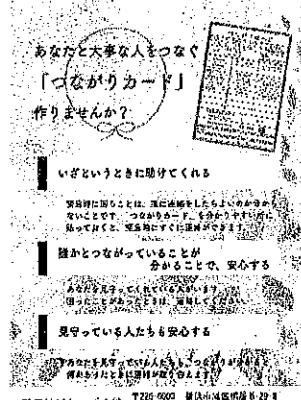
地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域ケア会議の機能や目的は、回数を重ねてきたことやリーフレットを作成することによって地域内での周知は進んでいます。今後も、横浜市型地域包括ケアシステムの2025年を目指す姿である「高齢者一人ひとりが、どのような心身の状態であっても、可能な限り住み慣れた地域で、尊厳を保ち、自分らしい日常生活を人生の最後まで営んでいます。」を念頭に、地域課題を踏まえ以下の点について取り組んでいきます。

一つに、新しいネットワークを構築していきます。複合化・複雑化した課題を抱えた家族について今までのネットワークだけでは解決困難な課題があります。個別ケース地域ケア会議を通して、新たな専門機関とネットワークを構築していき相談しやすい関係づくりを行っていきます。エリア内での個別ケースを受けて包括エリア地域ケア会議を開催して、相談機能の体制づくりにつなげます。例えば地域の中で、8050問題のような高齢の親とひきこもりの子供の同居世帯がいます。親の高齢化による介護の問題があり、あわせてひきこもりの問題があります。ひきこもり状態である本人については、本人の意思や同意がないため既存の支援機関につながらず、孤立しています。残される子供の孤立した状態は、高齢の親の真摯な悩みでもあります。高齢の親の悩みに向き合うことが、高齢者一人ひとりの尊厳を保ち自分らしい日常生活を営むことにつながります。

二つに、今あるネットワークの連携強化をしていきます。認知症を抱えても自分らしく暮らせるため、今あるネットワークの連携強化をして地域づくりをしていきます。住み慣れた場所で自分らしく暮らしていくためには、地域の方の協力が不可欠です。ケースごとの課題によって、地域から参加者を選定して、個別ケース地域ケア会議を開催していきます。随時、「つながりカード」（鴨居地域ケアプラザ独自の取り組み）を活用して連携の確認・構築をしていきます。

三つに、コロナ禍においてもオンライン等を活用して最善の方法を考え地域ケア会議を開催していきます。感染予防のため対面での会議を開催しづらい状況ではありますが、状況を考慮しながら最善の方法を模索していきます。



オンラインを利用して開催

「つながりカード」

力 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

当地域包括支援センター圏域は、指定居宅介護支援事業所が5ヶ所、そのうち、特定事業所加算算定事業所1か所という状況です。高齢化が進行する現在、圏域内のみでの業務委託に必要な人員の確保は難しくなっています。そのため、圏域外のケアマネジャーを含め、横浜市が発行をしている居宅介護支援事業所一覧を利用し、公正・中立に利用者の希望と最善の利益を前提として業務委託を進めています。

高齢者の社会参加、社会での役割や生きがいづくりの再構築はそのまま介護予防に繋がります。2021年1月現在で43ヶ所の業務委託契約を結ぶ居宅介護支援事業所が、上記の視点から利用者支援に臨むことが出来るよう、ケアプランの助言や地域情報の提供などを通して随時フォローしていきます。2020年にはコロナ禍で新しい生活様式となり、ケアマネジャーは①訪問によるモニタリングの困難化、②利用者、支援者間の会議開催や出席の困難化③利用者が通院を控えることでの状態悪化や重度化、病気の発症・再発等があり今まで以上にケアマネジメントの強化を進めていく必要があります。ケアマネジャーの業務について振り返り、これから支援を検討し近隣の地域包括支援センター主任ケアマネジャーと共に、圏域の居宅介護支援事業所、特定事業所加算算定事業所の主任ケアマネジャーとの連絡会を開催し連携を行うことでケアマネジャーの業務不安がないように支援していきます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

担当エリア内には高齢化が進んでいる地域があり、今後ますます高齢化が進展する中、住民一人ひとりが「住み慣れた地域で自分らしい日常生活を営む」という目標を共有し、健康づくりや介護予防に対する意識を持ち、またセルフケアに取り組みながら自立した生活を目指すことが重要と考えます。また介護予防を通じて「つながっている」事を実感でき、且つ必要な情報が効果的に収集できる様に、以下の取り組みを行います。

元気で活動的な生活を続けられるための介護予防に必要な知識・情報の提供は、講座の開催、広報紙（紙媒体）の活用に加え、今後はICTの活用方法を模索したいと思います。人が集うことが出来ない中で、いかに介護予防活動を継続させ「誰かとつながっている」を実感できるのか、地域でのICT環境の情報を収集し地域にあった活用方法の検討や、住民が関心を持てる企画の工夫をしながら普及啓発事業を展開します。

現在の課題として、新型コロナウイルス感染症の拡大や緊急事態宣言発出により外出を控える方が増え、閉じこもり・プレフレイル（虚弱の前段階）・MCI（軽度認知障害）の人が更に増えている可能性があります。しかし対象者の把握が困難な状況であり、プレフレイルが進行すると生活に必要な外出も出来なくなる恐れがあります。「早期の段階からの相談の重要性」を3地区の民生委員に伝え、相談してもらえる関係づくりに努めます。情報把握に努めながら、「横浜

市訪問型短期予防サービス」の活用や、虚弱な状態になっても身近な場所に継続して通い続けられるインフォーマルサービス（元気づくりステーションなど）の紹介など個別の支援を行い、要介護状態への移行を予防します。

「新しい生活様式に即した住民主体の介護予防・健康づくりの活動の場」の運営について、再開にふみきれない活動や活動を終了するグループが出てきました。原因として、運営者の（コロナ禍での活動への）不安や迷い、高齢化（世代交代）や役割の重複による負担感が考えられます。運営上の悩みの相談を受けたり、スキルアップが出来る研修の開催など区役所担当保健師と協力しながら人材育成を行い、既存グループへの後方支援に努めます。「誰もが地域で自分にできる役割を持つことが生きがいや自己実現につながる」ことを伝える機会を積極的に設け、介護予防や健康づくりの効果を実感できる人が増え、活動が継続されることを目指します。

また、一般介護予防事業においては包括看護師職が中心となって実施しますが、5職種間での情報共有や協力をしながら進めます。



元気づくりステーション「ダンディキッチン」 介護予防普及啓発事業「楽しく脳トレ」

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

前述の在宅ケアみどりネットワークでは、本ネットワークと並行して多職種連携部会が行われており、こちらにも参加しております。多職種連携部会は主に事務局の本ネットワークへの振り返りの場として活用されており、行政と地域包括支援センターが事務局として何ができるか、各事業所連絡会との協働出来ることを話しあい、本ネットワークの方針を決める内容になっております。緑区全体に要援護者への支援体制を構築できるよう引き続き考え、それを提案していくようにこれからも努めます。また地域の会議やイベント（各地区のお祭り等）を通して各団体との関係を構築し、共催としてイベントの企画開催もして参りました。

以上の取り組みを継続していくとともに、これから先は各社会資源と顔の見える関係から一歩進んだ“協働し合える関係”へと段階を進め、地域ケア会議等への参加を通して、共に地域の課題や各自の課題解決が図れる場づくりが出来るよう努めます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、指定介護予防支援事業者との連携について必要と考える取組について記載してください。

ケアプラン作成については、ご利用者とそのご家族に介護保険サービス提供事業者を偏りなくご紹介することで、公正・中立性の確保に努めます。その際は、ハートページを活用し、視覚的に説明しやすい工夫をしていきます。また、地域ケア会議への参加や事例検討会への参加・事例提出、地域での介護保険事業の説明会など、地域包括支援センターとの連携強化に努めます。

当事業所の方針としましては、

- ① 医療との連携促進。
- ② 困難ケースについても積極的に担当受け入れを行う。
- ③ 予防支援・予防ケアマネジメントについては自立を目指すための計画立案をする。

としております。上記のことを実践するために、市、区、在宅医療相談室、病院などの主催する勉強会へ積極的に参加し、ケアマネジメントスキルの向上を目指すとともに、関係機関との顔の見える関係づくりにも取り組んでいきます。

ご利用者が介護認定を受ける状態になった場合においても、ご利用者が可能な限り、居宅においてその有する能力に応じ、自立した生活を営むことが出来るように配慮いたします。

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切なサービスを自らの選択に基づき、多様な事業所から、総合的かつ効率的に受けられるように配慮いたします。また24時間の連絡体制を確保し緊急時の相談対応を行います。

サービスの提供に際しましては、常にご利用者の立場に立ち、相談援助職として利用者の意思及び人格を尊重いたします。

保険者や地域包括支援センター、事業所、その他の地域資源（民生委員・児童委員、地域の健康づくりグループ、ボランティアなど）等多職種との連携に努めます。

近隣の他居宅介護支援事業所との勉強会を継続して開催いたします。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

利用者サービスのための経費への配分などを踏まえた、適切な収支計画とするための考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

指定管理料につきましては、年度予算計画を立案し、効率的かつ有効に使用できるように工夫します。また地域ニーズをふまえて、費用配分をしていきます。例えば、地域活動・交流の入件費につきましては、自主事業や利用団体に対して、迅速かつ丁寧な対応を行うため、サブコーディネーターを手厚く配置いたします。ご利用者からの要望に対して、迅速に対応し課題解決を行うことで、地域ケアプラザをいつでも快適にご利用いただけるような体制としていきます。

修繕に関しましては、修繕が必要になった場所や内容に応じて、できるだけ施設の職員で対応するよう努力いたします。また、日常点検を実施することで、修繕箇所を早期に発見し、軽微な段階で対応することで、修繕費用を抑制していきます。

電気・ガス等の公共料金の値上がりも近年続いており、契約内容の見直しを行ったり、水道については節水コマを導入するなど、良好な施設環境を維持しながら、支出の削減に取組んでいます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

自主事業の開催に当たっては、その事業の主旨や内容に合わせ、必要に応じて少額もしくは実費相当額の参加費を徴収しています。徴収した参加費は、材料費やテキスト代、講師謝金や保険料などで使用し、運営費の一部としていますが、参加費が支出を上回る設定はありません。

また、法人全体で会計・経理を行い、出納簿などの帳票類は、指定管理料・利用料金・自主事業別に区分し、公認会計事務所により公正な会計、経理処理を行っていきます。さらに定期的(1回/月)に法人内施設の幹部が集まり運営会議、エグゼクティブミーティングを行い各施設の実績報告、前年度との数値比較、意見交換、事業計画の発表等、効率的な運営を目指す取り組みを行っていきます。

また、指定管理者として、より効率的に運営するために、予算の執行において、例えば、一定額以上の物品購入の際には、2社以上の見積をとり、より低額で購入できるよう努めています。水道光熱費につきましては、職員ひとりひとりが節約に努め、運営費の抑制に努めています。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

第三期指定管理期間は、第一期、第二期で築いた地域の皆さまとの信頼関係を大切にしながら、自主事業、地域支援活動の内容等を改善・充実させていく時期となりました。介護予防、健康づくりを視点とした「元気づくりステーション」の新規立ち上げを始め、第三期での代表的な自主事業としましては、「ダンディクラブ」「100人コーラス」等の事業が挙げられ、ボランティア、地域、各種関係機関が一体となり盛大に実施ができました。また、第二期の最終年には、生活支援体制整備事業も始まり、第三期の期間においては、生活支援コーディネーターを中心に地域の各種行事や活動、会議等へ積極的に参加し、アセスメントから情報共有、課題把握に努め、信頼関係をより強固なものにしてきました。こども食堂「ぱくぱく」の立ち上げやサロン「さざん花」の立ち上げ支援など地域ニーズに沿った新たな資源も生まれました。また、相談を待っているだけではなく、自分達から発信をしていく取組が重要だと感じ、出張相談や出前講座（介護保険の説明、認知症サポーター養成講座、エンディングノートの書き方講座等）にも重点的に取組んできました。中でも認知症サポーター養成講座は地域内のキャラバンメイトと連携し、講座内容の検討から、役割分担等も協働し、金融機関や地域団体等へ実施する事で、認知症の方を地域で見守る支援体制の充実を図ってきました。また、令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止により、様々な事業が中止となる中、5職種が連携し、オンラインを活用した情報発信や企画にいち早く挑戦してきました。「13周年記念動画」や「鳴居地域ケアプラザすごろく」を始め、書面開催が主流だった「地域ケア会議」や「運営協議会」をオンラインで実施するなど、少しでも地域の皆さんと顔が見える状況を作る方法を模索し、あらゆる状況変化にも早期に対応してきました。自分たちが積極的に経験をすることで、地域の活動支援にも活かす事が出来ます。今では「カフェぶらり」、「Salon ジー

バ」のオンライン開催の支援等も行っています。

居宅介護支援事業につきましては、特定事業所加算（Ⅲ）の算定を開始し、ケアマネジャー実習の受け入れ、24時間連絡体制の構築、介護保険サービスだけでなくインフォーマルサービスを含む社会資源を積極的に活用したケアプランの作成に努めました。また、定期的なミーティングを行い情報共有をし、困難・緊急事例にも対応できる体制作りを図っています。

（2）職員配置状況について

前期の指定期間における職員配置の実績を記載してください。

＜記載場所＞

第三期指定管理期間における職員配置実績は以下の通りです。

職種	不在期間
地域活動・交流コーディネーター	なし
生活支援コーディネーター	なし
地域包括支援センター 看護師	なし
地域包括支援センター 主任ケアマネジャー	平成29年度 365日
地域包括支援センター 社会福祉士	なし
地域包括支援センター 加配①	平成30年度 197日 令和元年度 45日
地域包括支援センター 加配②	令和元年度 77日

現在、不在はありません。

様式3

指定管理料提案書及び収支予算書
(横浜市鴨居地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳（地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費）	11,438,591
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳（地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費）	424,742
事業費（税込）		1,372,000
事務費（税込）		1,771,667
管理費（税込）	・光熱水費 ・施設維持管理費（各種保守点検費）	3,232,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△
合 計		18,713,000

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.1875 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 2	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	[REDACTED]
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	[REDACTED]
事業費（税込）		312,000
事務費（税込）		100,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△
合 計		[REDACTED]

※ 2 : 生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 3	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費)	30,258,000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	1,437,000
事業費（税込）		600,000
事務費（税込）		1,650,000
管理費（税込）	・光熱水費 ・施設維持管理費（各種保守点検費）	973,000

指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△
	合 計	35,674,000

※3：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.5625 人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費（税込）		154,000
	合 計	154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内訳	地域ケアプラザ運営事業(a)	18,713,000	18,713,000	18,713,000	18,713,000	18,713,000
	生活支援体制整備事業(b)	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	横浜市支払想定額	35,674,000	35,674,000	35,674,000	35,674,000	35,674,000
	地域包括支援センター運営(c)	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	一般介護予防事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
	合計(a)～(d)	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
介護保険事業収入	介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業	14,400,000	14,400,000	14,400,000	14,400,000	14,400,000
	居宅介護支援事業	18,840,000	18,840,000	18,840,000	18,840,000	18,840,000
	その他収入	125,010,000	125,010,000	125,010,000	125,010,000	125,010,000
収入合計(A)		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
内訳	人件費	138,618,000	138,618,000	138,618,000	138,618,000	138,618,000
	事業費	15,490,000	15,490,000	15,490,000	15,490,000	15,490,000
	事務費	22,060,000	22,060,000	22,060,000	22,060,000	22,060,000
	管理費	10,201,000	10,201,000	10,201,000	10,201,000	10,201,000
	消費税等					
	その他	4,160,000	4,160,000	4,160,000	4,160,000	4,160,000
支出合計(B)		190,529,000	190,529,000	190,529,000	190,529,000	190,529,000
收支(A-B)		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

団体の概要

(令和 3年 2月 16日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん せいこうかい) 社会福祉法人 清光会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒240-0051 横浜市保土ヶ谷区上菅田町 1723-1 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査（様式 8 同意書による）に使用します)			
設立年月日	昭和 56 年 3 月 31 日			
沿革	昭和 56 年 3 月 31 日 社会福祉法人 清光会設立認可 昭和 56 年 9 月 1 日 特別養護老人ホームさわやか苑開苑 昭和 57 年 4 月 1 日 ショートステイ開始 平成 7 年 4 月 1 日 さわやか苑デイサービス事業開始 平成 10 年 10 月 20 日 さわやか苑ホームヘルプ事業開始 平成 11 年 4 月 1 日 横浜市今井地域ケアプラザ運営開始 平成 12 年 4 月 1 日 さわやか苑居宅介護支援事業所 事業開始 平成 16 年 8 月 1 日 特別養護老人ホーム新横浜さわやか苑開苑 平成 18 年 11 月 1 日 横浜市仏向地域ケアプラザ運営開始 平成 19 年 11 月 1 日 横浜市鴨居地域ケアプラザ運営開始 平成 23 年 3 月 1 日 横浜市今宿西地域ケアプラザ運営開始			
事業内容等	(1) 第一種社会福祉事業 (イ) 特別養護老人ホームの経営 (2) 第二種社会福祉事業 (イ) 老人短期入所事業の経営 (ロ) 老人デイサービス事業の経営 (ハ) 老人居宅介護事業の経営 (二) 障害者福祉サービスの事業の経営 (ホ) 老人介護支援センターの経営			
財務状況	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	総収入	2,375,108,853	2,475,522,792	2,468,798,771

	総支出	2,255,689,511	2,289,531,651	2,281,307,877
	当期収支差額	119,419,342	185,991,141	187,490,894
	次期繰越収支差額	3,821,094,736	4,007,085,877	4,194,576,771
連絡担当者	【所 属】 [REDACTED] 【氏 名】 [REDACTED] 【電 話】 045-381-3567 【FAX】 045-381-2817 【E メール】 [REDACTED]			
特記事項				